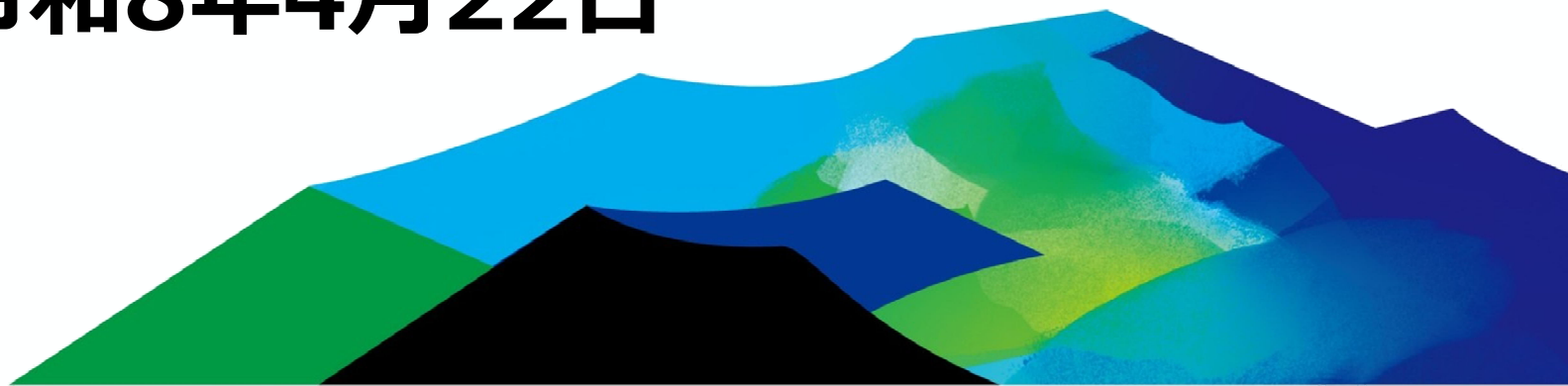


太田市

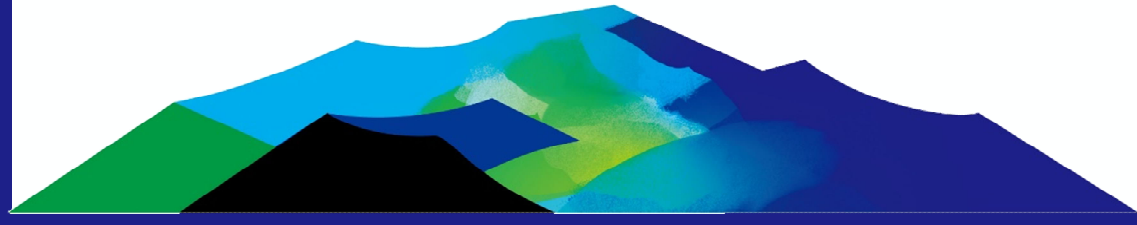
定例記者会見

令和8年4月22日



令和 8 年度施政方針

2026年4月22日



令和8年度 施政運営の方針

「デザイン」の追求



デザインとは？

ねらいを持って、カタチにする営み

令和8年度 施政運営の方針

未来デザイン

▷ 未来志向の政策形成

W T H

情報デザイン

▷ 伝わる行政

分かりやすい
行政

サービスデザイン

▷ 使いやすい行政

使いやすい
行政

誇れる
行政

空間デザイン

▷ 市役所の雰囲気

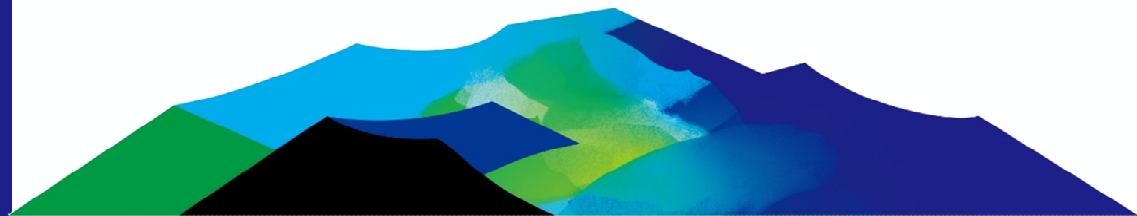
ブランドデザイン

▷ 自治体の魅力発信



あなたの『安心』を市が応援します！
～家庭用防犯カメラ購入助成金～

総務部 危機管理室



助成制度の目的

侵入盗等の犯罪を未然に防止する

市内の戸建て住宅において、家庭用防犯カメラを設置した世帯に対し、その費用の一部を助成します。



助成金額

上限 **2万円**

補助率

購入・設置費用の2分の1まで（※千円未満切り捨て）

助成制度の概要

- 申請期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)
- 予算に達した時点で受付終了

対 象

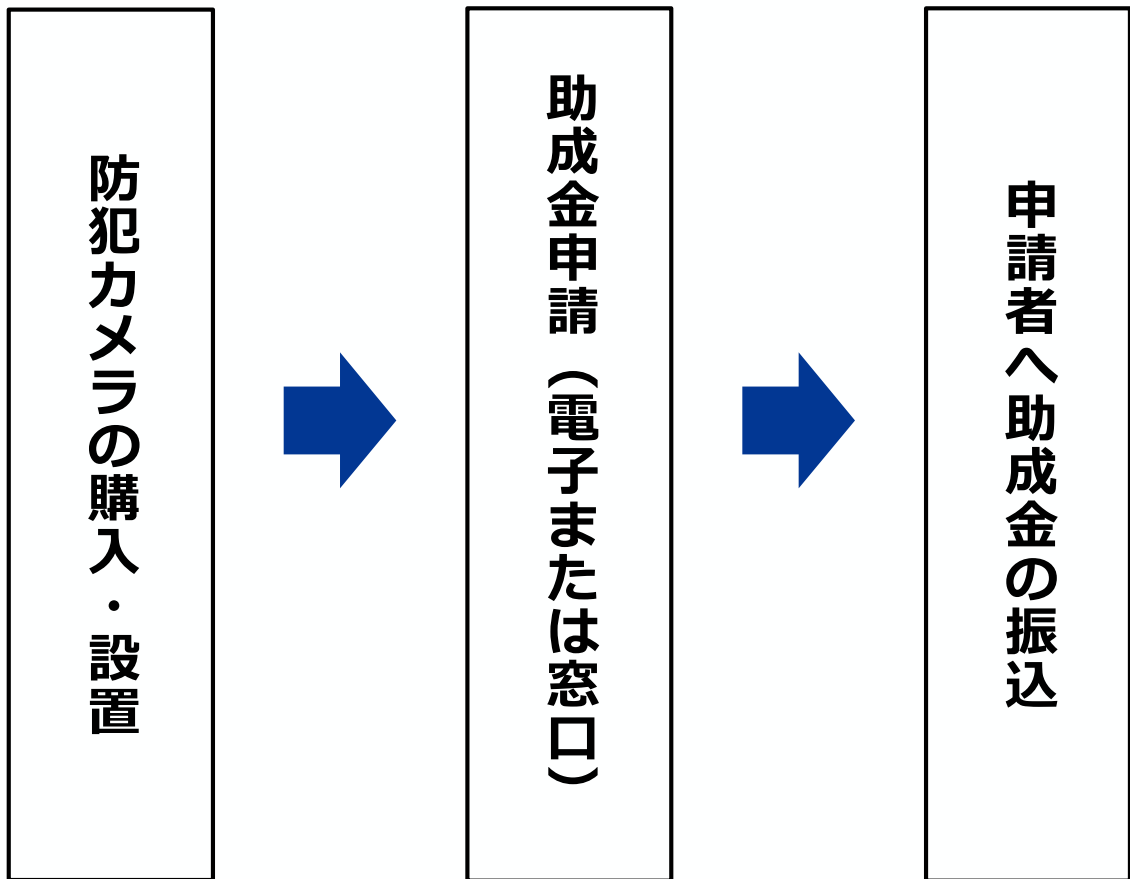
- 市内在住で、住民登録がある人
(市税などの滞納がない)
- 戸建て住宅に家庭用防犯カメラを設置した人

対象経費

- 防犯カメラ及びその付属品の購入費
- 防犯カメラの設置に要する費用

申請方法

- ・ 申請はカメラの購入・設置後に電子申請または窓口で申請



ご自宅の防犯対策は万全ですか？

家庭用防犯カメラ 購入助成金



助成金額 上限 **2万円** 補助率 購入・設置費用の **2分の1** まで
※千円未満切り捨て

対象者

- ・市内に在住し、住民登録がある人
- ・市税等の滞納がない人
- ・戸建住宅(借家を除く)に防犯カメラを設置した人

※申請は1世帯につき1回のみ

対象経費

- ・防犯カメラ及びその付属品の購入費
- ・防犯カメラの設置に要する費用

※令和8年4月1日以降に購入・設置したもの
※ただし令和7年度中に購入・設置し、助成金の交付を1度も受けていない方は、お問い合わせください。

申請期間 (予算上限に達し次第終了)

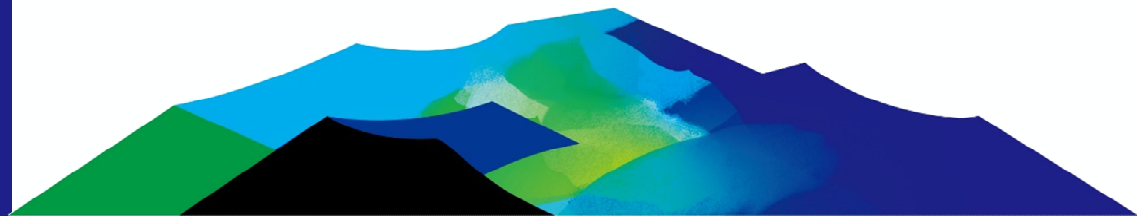
令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)

太田市役所 (3階) 危機管理室 防犯係 0276-47-1899

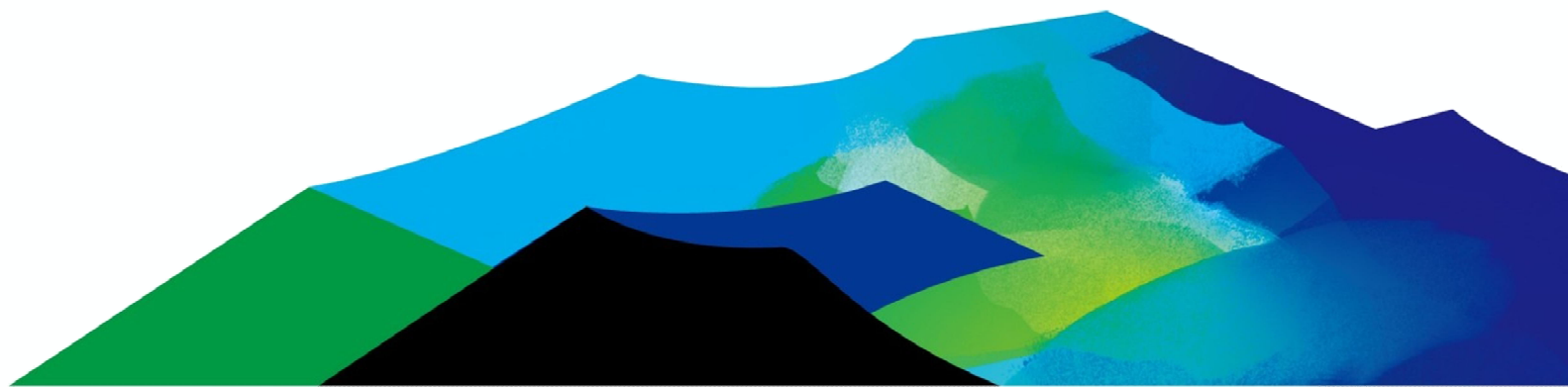
R804

商店リフォーム・空き店舗対策支援事業補助金を 活用しませんか

産業環境部 産業ミライ推進課



1. 商店リフォーム支援事業補助金



商店リフォーム支援事業補助金

- 既存店舗のリフォームなどをお考えの方へ



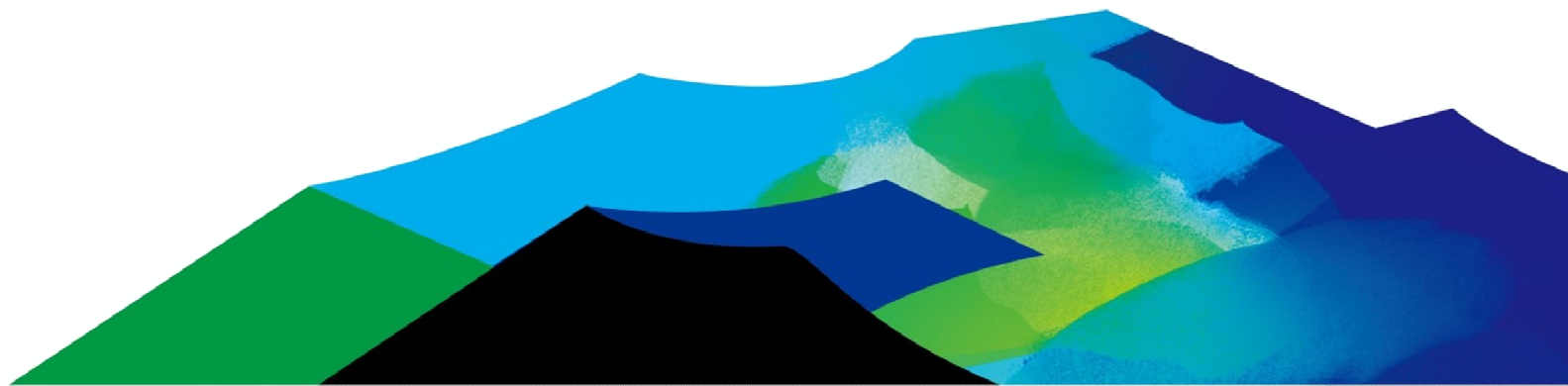
概要

- 補助金額：最大100万円
リフォーム工事費の1/2を補助
- ※備品購入は対象とならない
- ※地域による制限なし

申請期間

- 5月1日（金）～5月29日（金）まで
※予算に達した場合、抽選となる
- 予算に達しなかった場合は、
9月30日（水）まで先着順で受付予定

2. 空き店舗対策支援事業



空き店舗対策支援事業

- 空き店舗を利用して、新規に事業を始める方へ



空き店舗対策家賃支援補助金

- 補助金額：最大18万円

※対象は用途地域による

補助率：店舗家賃の1/2（月額3万円限度）×6ヶ月分を補助

申請期間：5月1日（金）～9月30日（水）まで

※先着順

空き店舗対策リフォーム補助金

- 補助金額：最大200万円

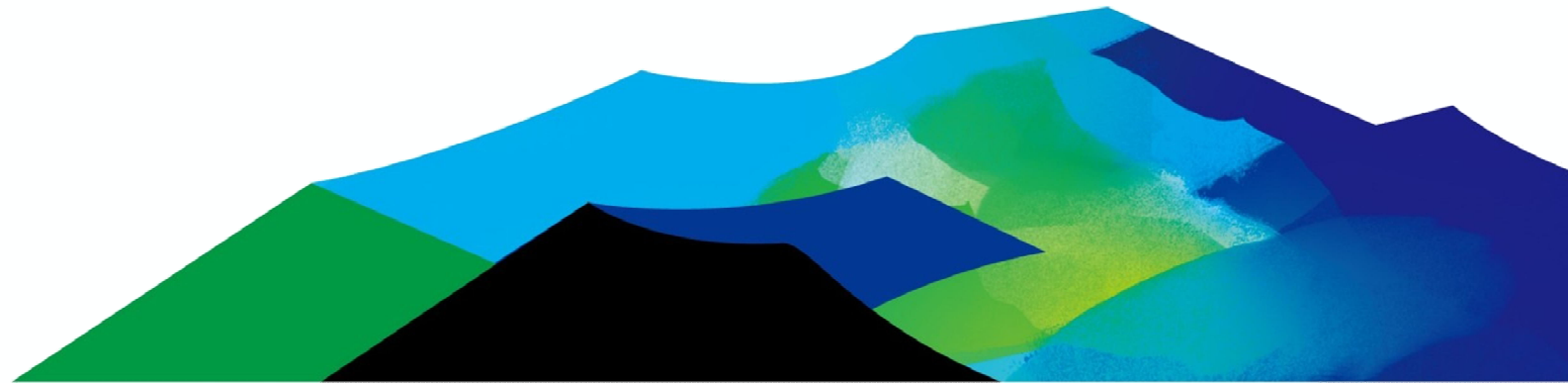
※用途地域により補助金限度額は異なる

補助率：リフォーム工事費の1/2を補助
（一部備品購入も対象）

申請期間：5月1日（金）～9月30日（水）まで

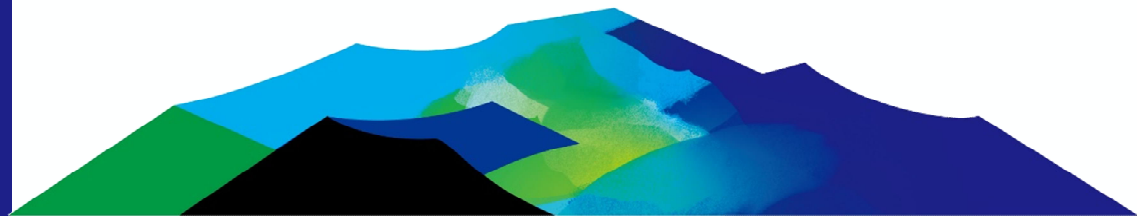
※先着順

**詳しくは産業ミライ推進課へ
0276-47-1834**



空き家を除却するための費用を補助します！ ～空家除却補助金～

都市政策部 まちづくり推進課

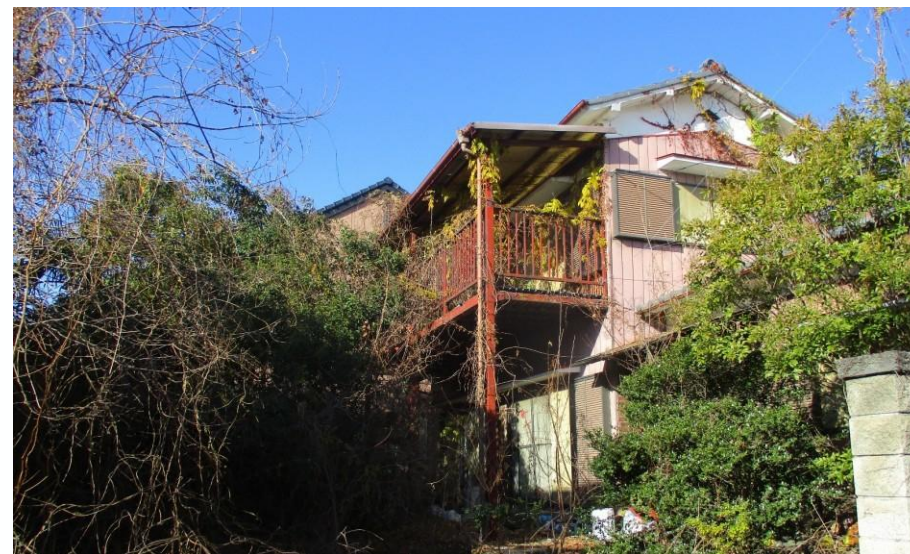


補助制度の目的

空き家を減らし、地域の活性化を図る

- 空き家所有者の**自発的な除却**
- **土地の利活用**

を促進し、地域の活性化を図るため、
空き家の除却に要する費用の一部を補助します。



補助金額

最大**50万円**

予算額

5000万円 (約100件分)

補助制度の概要

- 申請期間：令和8年4月14日(火)～10月13日(火)
- 予算に達した時点で受付終了

対象者

次のすべてに該当する人

- 過去にこの補助金を利用したことがない
- 市税の滞納がない
- 空き家の所有者または相続人（敷地の所有者）

対象となる工事

次のすべてに該当するもの

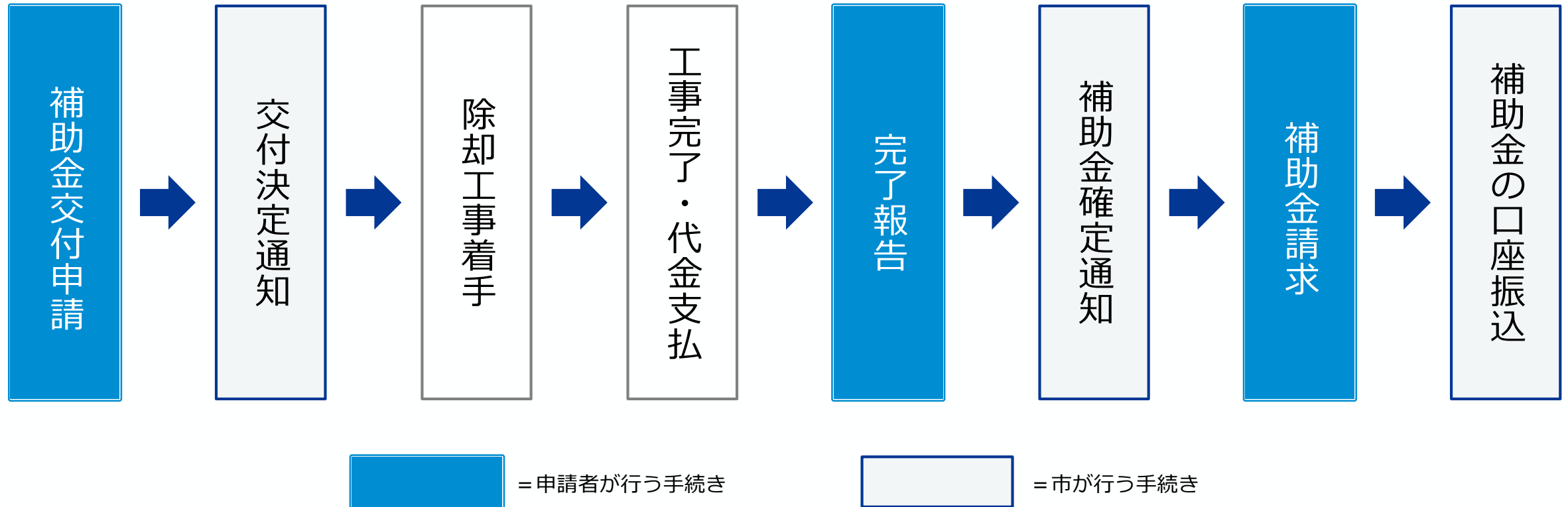
- 空き家の全部を除却する工事
- 市内の施行業者で、解体工事に必要な建設業法の許可または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者による工事

対象外の工事

- 倉庫、車庫、門扉、塀、立ち木等の除却工事費
- 家財道具、敷地の残置物等の動産撤去処分費
- 給排水管、給湯器、太陽光パネル等の撤去費
- 諸経費等（重機回送費を除く）

手続きの流れ

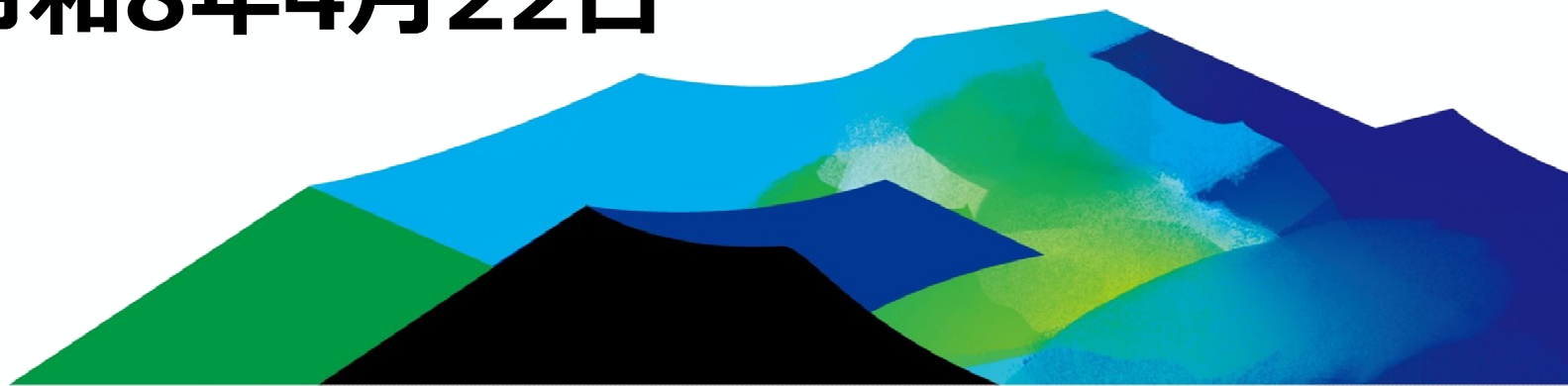
- 工事着手前に補助金の申請を行ってください。



太田市

定例記者会見

令和8年4月22日



次回定例記者会見の お知らせ

日時 : 令和8年5月27日 (水) 午前11時から
会場 : 太田市役所12階 12B会議室

